

## インターネット定期預金規定

### 1. <定期預金口座の開設>

長野信用金庫個人向けインターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）によりお客さまご本人名義の定期預金口座を開設することができます。

この場合、開設する口座のお取引店は代表口座またはサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）のお取引店とし、お届印は代表口座の届出印またはお届けいただいている定期性共通印鑑票の届出印と共通とさせていただきます。

### 2. <定期預金の追加預入>

本サービスにより登録された定期預金口座（以下「定期登録口座」といいます。）に定期預金を預入することができます。

### 3. <定期預金の預入方法>

本サービスによる定期預金（以下「本定期預金」といいます。）の預入方法は、あらかじめ指定された支払指定口座（代表口座を含みます。）から本サービスによる振替入金によってのみ預入するものとします。

### 4. <預入金額>

本定期預金の1口あたりの預入金額は、1万円以上1,000万円未満とし、預入単位は1円単位とします。預入金額は、当金庫の都合により変更することがあります。

### 5. <定期預金の種類>

本サービスを利用して預入する定期預金は、元金継続（自動継続）とします。

### 6. <預入日と適用金利>

(1) 預入日は、本サービス操作当日とします。なお、操作当日とは、本操作が完了した日をさすものとします。

(2) 本定期預金の適用金利は、預入日における当金庫所定の金利とし満期日まで適用します。

なお、適用金利は本サービス操作時に表示する金利とします。

### 7. <預入期間>

本定期預金の預入期間は、3か月、6か月、1年の3種類です。

預入期間は、当金庫の都合により変更することがあります。

### 8. <通帳・証書の発行>

本定期預金の通帳・証書は発行いたしません。

残高および満期日の確認は、本サービスにて預入内容をご確認いただくことができます。

### 9. <自動継続>

(1) 本定期預金は、元金継続のみとし、利息は満期日に支払指定口座へ入金いたします。

- (2) 本定期預金は、当初預入された期間と同一の期間のインターネット定期預金に自動継続します。継続された定期預金についても同様とします。
- (3) 本定期預金の継続後の利率は、継続日における当金庫ホームページに掲載する利率を適用します。

#### 10. <利息>

- (1) 本定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および 預入日における当金庫所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払指定口座へ支払います。
- (2) 本定期預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨てます。）によって計算します。
  - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合
    - ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
    - イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- (3) 本定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (4) 本定期預金の元金および利息は、定期預金開設・入金時に元金を出金した支払指定口座へ入金します。

#### 11. <定期の解約>

- (1) お客様の指定する定期登録口座に預入された個別の本定期預金のうち、お客様が指定する本定期預金に対して、満期日前日までに本サービスから解約予約をすることができます。この場合、満期日に自動解約を行い元金および利息を支払指定口座に入金します。
- (2) お客様の指定する定期登録口座に預入された個別の本定期預金のうち、お客様が指定する本定期預金に対して、満期日当日（満期日が非営業日の場合は翌営業日まで）に本サービスから解約取引を行い、元金および利息を支払指定口座に入金することができます。
- (3) お客様の指定する定期登録口座に預入された個別の本定期預金のうち、お客様が指定する本定期預金に対して、預入日から満期日前日までに本サービスから中途解約取引を行うことにより、本定期預金規定に基づく中途解約利息及び元金を支払指定口座に入金することができます。
- (4) 原則として営業店窓口での解約の取扱いはいたしません。但し、システム障害等、当金庫がやむを得ないと認めた場合には、ご来店による解約手続をとることができます。その際は、代表口座または支払指定口座を契約されている取引店へ当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、本人確認書類（運転免許証等）とともに提出してください。この場合、本人確認ができるまでは解約の手続きを行いません。
- (5) 上記のいずれの解約の場合にも解約後の元金および利息とも支払指定口座へ入金するものとし、現金でのお支払はいたしません。
- (6) 解約受付後の取消・変更はできません。定期登録口座に預入された定期預金がすでに解約さ

れ、他に預入された定期預金がない場合は、最終解約日から相当期間経過後に定期登録口座を閉鎖することがあります。

- (7) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき正当な事由があると認められた場合は、この預金は満期日前に解約できません。

#### 12. <インターネットバンキングサービスの解約>

本サービスを解約する際は、定期登録口座に預入された定期預金がある場合は、事前に所定の方法により解約を行ってください。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以 上

令和3年6月14日